

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年3月25日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月26日

事業名 選手村マネジメント

案件名 セーリング競技者用選手村のコロナ感染症対策準備に関する施設借上げ〔個別契約〕

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーリング村に入村する選手が安全・安心な環境で滞在できるよう、組織委員会は新型コロナウイルス感染症対策に関して事前の準備期間に万全の準備を行う必要がある。</li> <li>・本事業は、組織委員会が行う各種準備のうち、新型コロナウイルス感染症対策に係る準備のために施設を借り上げる経費であり、同感染症対策関連の経費に該当すると言える。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織委員会とセーリング村の会場となる大磯プリンスホテルは2019年12月23日付けで基本契約を締結している。</li> <li>・基本契約では「施設の借上げ等の詳細は別途個別契約を締結して定める」としており、本事業はこれに該当する。</li> <li>・よって、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、セーリング村に入村する選手が安全・安心な環境で滞在できるよう、万全な新型コロナウイルス感染症対策準備を行うために施設を借り上げる経費であり、大会準備に必要な事業である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策準備等のために施設を借り上げるものであり、検査スペースの設営、検査オペレーションの確認、保健所職員の立ち合いによる現場すり合わせ、検査受託業者との受け渡し方法等の確認期間は、事前準備3日間、撤収作業1日間とし、可能な限り作業を効率的に行う計画となっており、必要最小限の期間となっていることを確認した。</li> </ul>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでホテル側と度重なる調整を行い、可能な限り金額を下げる交渉を続けてきた。</li> <li>・これにより 2018 年 3 月に締結した覚書で定めた客室単価よりも安価な単価で整理することができている。</li> <li>・なお、組織委員会は本事業とは別に大磯プリンスホテルと 41 日間の施設借上げ契約（以下「組織委員会借上げ契約」という。）を締結するが、組織委員会借上げ契約と本事業の各室の単価は同一金額である。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業はセーリング村に入村する選手に対して新型コロナウイルスの感染リスクを限りなくゼロに近づけるための環境を提供するために必要不可欠な事業であり、公費負担の対象として適切なものである。</li> <li>・当該経費についてはV5 予算内であることを確認している。引き続き経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</li> </ul>		